集団給食施設向け食品衛生責任者実務講習会（当所管内施設向け）に係るＱ＆Ａ

Ｑ１　集団給食施設とはどのような施設か。

Ａ１　食品衛生法第68条第３項で規定される、営業以外の場合で、学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する施設を指しており、管轄保健所に改正食品衛生法に基づく届出を出す必要があります。

　　　なお、給食調理を外部業者に委託する場合は、受託事業者が営業許可を取得する必要があり、届出は不要です。

Ｑ２　外部業者に給食の調理を委託しており、受託事業者は食品営業許可を取得している。委託先業者は実務講習会を受講しなければならないか。

Ａ２　許可を取得している給食業者は、許可施設の食品衛生責任者向け実務講習会を受講してください。

Ｑ３　集団給食施設に該当するが、まだ改正食品衛生法に基づく届出を保健所に出していない場合は、今回の実務講習会の対象にはならないと考えてよいか。

Ａ３　今回の実務講習会は、既に改正食品衛生法に基づく届出を出している施設を対象としています。集団給食施設に該当するものの、まだ届出を出していない場合は、速やかに管轄保健所に届出を行ってください。

Ｑ４　実務講習会の対象となる集団給食施設に該当するが、施設に実務講習会の案内ハガキが届かない。今年度の実務講習会は受講する必要がないと考えてよいか。

Ａ４　令和７年６月末時点で保健所に届出が出されている集団給食宛てに、案内ハガキを送付しています。ハガキが届かない場合は、来年度以降に案内ハガキが届いた際に実務講習会を受講してください。

Ｑ５　対象施設に含まれていない等の理由で、案内ハガキを持っていないが、今回の実務講習会を受講することは可能か。

Ａ５　対象施設に含まれていない施設の食品衛生責任者等が受講を希望される場合には、愛知県食品衛生協会・豊明支部（TEL：0562-93-4865）までご連絡ください。

Ｑ６　食品衛生責任者養成講習会を受講した者を食品衛生責任者としているが、当該責任者が養成講習会を受講した時期がわからない。どのように確認すればよいか。

Ａ６　食品衛生責任者養成講習会の修了証書で、受講日をご確認ください。なお、修了証書を紛失した場合には、証書の発行元（養成講習会を受講した食品衛生協会の支部等）にご確認ください。

Ｑ７　施設の食品衛生責任者がまだ資格を取得していない場合でも、先に実務講習会を受講すべきか。

Ａ７　まだ資格を取得していない場合には、食品衛生責任者養成講習会を受講する等の方法により、先に資格を取得してください。

　　　令和７年度中に食品衛生責任者養成講習会を受講した場合は、令和８年度以降に食品衛生責任者実務講習会を受講してください。

Ｑ８　食品衛生責任者が保健所へ届出をしている者から変更されている。変更後の食品衛生責任者を出席させればよいか。

Ａ８　食品衛生責任者の変更を管轄の保健所に届出た上で、変更後の食品衛生責任者を出席させてください。

Ｑ９　施設の食品衛生責任者が、直近で別の許可施設の食品衛生責任者として実務講習会を受講している場合、再度、今回の実務講習会を受ける必要があるか。

Ａ９　食品衛生責任者実務講習会は、施設単位で受講をする必要があること、また、講習内容が許可施設向け実務講習会とは異なる場合があることから、再度、実務講習会を受講する必要があります。

Ｑ10　昨年度に市が行う給食調理員対象の講習会を受講しているが、実務講習会の代わりにならないか。

Ａ10　なりません。今年度の実務講習会を受講してください。

Ｑ11　実務講習会は途中入場、途中退席は可能か。

Ａ11　原則として、途中入場、途中退席はできません。

Ｑ12　指定された実務講習会に、食品衛生責任者を出席させることが困難である。他の者を出席させても良いか。

Ａ12　原則として、食品衛生責任者以外の受講は認められません。

Ｑ13　実務講習会を受講しないと、罰則があるのか。

Ａ13　実務講習会の未受講が続く場合は、罰則の対象となることがあります。